

3. 避難路沿道などで『路線式の防火地域』指定を推進する。

路線式の防火地域指定を推進する。

商業地域等の高容積地区を中心に指定してきた「集団式」に加え、新たに「路線式」として、延焼遮断帯、幹線避難路、広域避難地、防災拠点など根幹的な都市防災施設の周辺において、防火地域を積極的に指定する。

- * 指定の対象となる延焼遮断帯、避難施設、防災拠点などは、原則として、市町村が策定する「防災都市づくり計画」や「地域防災計画」等に位置づけられた施設であることとする。
- * 新たな道路整備等に伴い沿道の建替えが促進されることに備えて、事前に路線式防火地域の指定を行うことが望ましい。

参照 1. 防災都市づくり計画

防火地域の指定幅は、火災による輻射熱等を考慮し、下表の不燃化促進区域とすることが望ましいが、これにより難しい場合は、沿道奥行き 11m 以上（S27 建設省通達による）とし、一定の防火効果を得るものとする。

【不燃化促進区域の考え方】

対象施設	不燃化促進区域	備 考
延焼遮断帯	概ね 4.5m	延焼遮断帯となる道路・河川等を含む。不燃化建築物の高さは7m以上とする
幹線避難路沿道	概ね 3.0m	幹線避難路の幅員は1.6m以上とする。不燃化建築物の高さは7m以上とする。
広域避難地周辺	概ね 12.0m	広域避難地は概ね1.0ha以上とする。不燃化建築物の高さは7m以上とする。

- * 都市防災総合推進事業（都市防災不燃化促進）〔国土交通省補助事業〕〔窓口：大阪府総合計画課〕
 - ・ 事業主体（市町村、都道府県）が避難地・避難路又は延焼遮断帯の周辺等において一定の基準を満たす耐火建築物を建築する者に対して補助を行った場合、国が事業主体に対しその費用の1/2を補助する制度。（事前調査の補助率は1/3）

- 【主な要件】
- 1) 不燃化促進区域の指定（防火地域かつ10年間で7割以上の耐火化見込）
 - 2) 地区整備指針の策定（都市基盤、建築物に関する事項等）
 - 3) 販売目的や大企業所有物件は対象外。

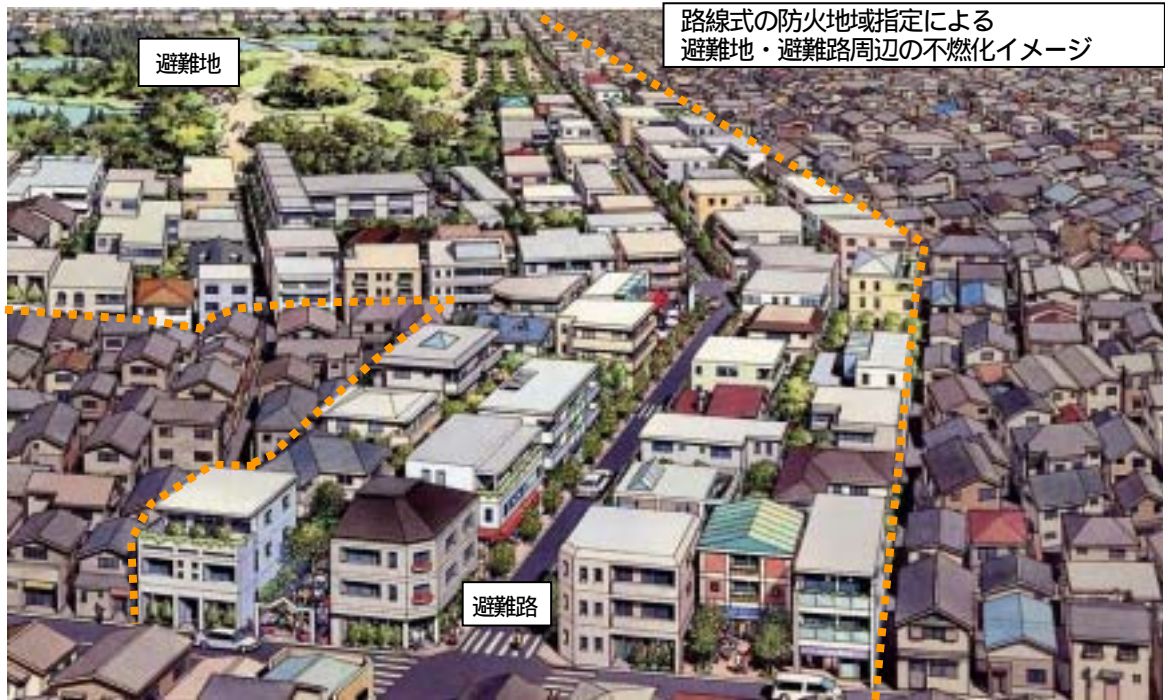
密集市街地等における防火・準防火地域指定を推進する。

建ぺい率60%以上の区域について、準防火地域の指定に努め、一定の防火性能を確保する。また、危険度に応じて、容積率400%未満の地域においては防火地域の指定に努める。

参照 9. 延焼遮断帯、10. 避難体系

【主な取組】

- ・ 平成12年8月「用途地域の指定基準」の改訂により指定方針を強化。（大阪府総合計画課）
 - 守口市 平成16年2月 市域全域(用途地域指定のない区域を除く)において防火・準防火地域を指定。
 - 豊中市 平成8年7月 庄内地域野田地区に防火地域を指定。



【豊中市 野田地区のまちなみ】 住居系用途地域における防火地域指定事例